

トータルコンサルティングオフィス

税理士平本事務所 ニュース

編集・発行人 税理士 平本 祐一

事務所 水戸市宮町 2-3-102
〒310-0015 梅善ビル 2・3階
TEL 029 (226) 0865 FAX 029 (226) 0793
E-mail topassis@js6.so-net.ne.jp
<http://hiramoto-office.com/>

税理士の独り言

不覚にも昨年の新年会で同部屋に泊まった親友と適当な会話しか出来ませんでした。今年も会えると思っていたからです。彼はたくさん生きてきた証しを残しました。2年前にソムリエの資格も取りました。税理士試験で挫けそうな時「お前なら絶対に税理士になれる」という言葉が私を支えてくれました。多くの友の自慢話を自分のことのように家族に語り、最期まで普段通りだったそうです。彼の精神力に驚きました。別れが教えてくれました。今が一生に一度の出会いと思う心「一期一会」。

最期の年賀状にはこう書かれていました。「再会を楽しみにしています」。

私の書棚より

○人は、志の高さに、仕事の場の大きさに、思索の場の深さに、それぞれに応じて育つ。

○迷ったときは、逡巡し続けてはならない。マネジャーは最後には独断で、道を決める必要がある。たとえ論理的にはいくつかの道があり得ても、多くの人の努力を集中させるためには、一つの道を団子になって攻め続ける必要がある。

「経営の力学」
伊丹敬之著 東洋経済新報社

税務アンテナ

□固定資産の修理、改良等のために支出した金額のうち固定資産の価値を高めたり、その耐久性を増すこととなる部分の費用は資本的支出となります。

ただし、災害により被害を受けた固定資産について支出した費用で、その現状を回復するために支出した費用や、被災前の効用を維持するために行う補強工事、排水又は土砂崩れの防止のために支出した費用については、通常は資本的支出と認められる費用であっても、修繕費として経理をしているときは、これを認めることとされています。

□平成25年1月1日から平成49年12月31日までに生ずる所得については復興特別所得税が徴収されることとなります。

給与の場合は、その支給を受けた日が給与所得の収入とすべき時期になるため、平成24年12月分の給与を平成25年1月に支払う場合の源泉徴収額には復興特別所得税が加算されることとなります。

ただし、平成24年12月中に支払うべき給与が未払いとなり平成25年1月に支払うことになったり、役員退職金の支給日が平成24年以前の株主総会の決議で定められている場合には、たとえ平成25年以後に分割で支払う場合でも、復興特別所得税の対象にはなりません。

税務に関するご質問をお受けしております。お気軽にお問い合わせ下さい。

2月の税務スケジュール

10日	○1月分の源泉所得税の納付 (休日につき12日)
16日	○所得税確定申告の受付 (休日につき18日)
28日	○12月決算法人の確定申告 ○6月決算法人の中間申告(予定申告) ○3月、6月、9月決算法人の消費税中間申告

28日	○2月決算法人の消費税各種 選択届出書提出
-----	--------------------------

今月の贈る言葉『人はそれぞれ事情をかかえ、平然と生きている』by 伊集院静